

# 集落営農と農作物共済加入制度について

平成 23 年 2 月 1 日 岩手県農業共済組合連合会

NOSAI 岩手 URL <http://www.nosai-iwate.or.jp>

## はじめに

平成 23 年度から新しく農業者戸別所得補償制度が始まります。同対策への加入において集落営農の場合、「農業共済資格団体」としての加入と、「地域集団一括引受」(組織構成員農家個々に加入)する場合で、その取扱いが異なってきます。同制度と農作物共済制度における加入形態との関係を、以下のとおり整理しました。

## 集落営農と農作物共済制度

集落営農については、平成 17 年 3 月 25 日閣議決定した今後の農政の基本方向を示した新たな「食料・農業・農村基本計画」の担い手の育成・確保において「個別経営のみならず、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と明記され、県内各地域で集落営農組織が設立されております。

一方、NOSAI 制度は、平成 5 年の農業災害補償法改正時に、「法人格を有しない団体との間に共済関係を成立させる方式の導入」として、農業生産組織を単位とした加入の促進を図るため、農作物(水稻・麦)共済、蚕繭共済、果樹共済及び畑作物(大豆)共済について、法人格を有しない団体で一定の要件を満たすものにも組合員の資格を与えることとし、組合との間に共済関係を成立させることを可能としました。

## 農業共済資格団体とは

集落営農が NOSAI へ加入する場合の形態として、一定の要件を満たせば農業共済資格団体として組織単位に加入することができます。

その要件は、

構成員が、同一の組合の管内に住所を有すること

共済掛金の分担及び共済金の配分方法、代表者などについて規約を定めていること(加入方式に沿って構成員がどのように掛金を負担するのか、組織に支払われる共済金をどのように配分するのか。)

当該規約については、団体が構成員の農業経営の安定を図るものであり、適切な運営がなされるよう規定されていること

水稲、麦、果樹（りんご・ぶどう）、畑作物（大豆）を一定面積規模以上で栽培することを目的とするもの

となっています。組合では、組織規約等からこれらの要件を満たしていることを確認させていただくこととなります。これまで戸々に加入していたものを、組織一戸という単位で加入させていただくもので、共済掛金の納入や共済金の支払も組織一本で行われることとなります。

具体的には、集落営農の総会で、こうした加入形態（組織加入）、加入方式・補償割合・単位当たり共済金額（補償金額）等について構成員の総意をもって選択させていただくこととなります。当然、組織加入の取り扱いとなりますので、これらについては、個人加入の場合と同様に組織としての選択となり、共済細目書等も集落営農組織の名義に一本化されます。また、無事戻金についても、一定要件の下、集落営農等推進費という形で組織に交付されることとなります。

損害評価の場面においては、例えば一筆方式の場合は、耕地毎に共済減収量を算定しますが、半相殺・全相殺・品質方式の農家（組織）単位に共済減収量・生産金額の減少額を算定する方式の場合は、組織一本で算定されることとなります。

### 地域集団一括引受とは

集落営農が法人化への過渡期にあり、組織の成熟度合いは様々なこともあります。こうした状況に照らし合わせ、NOSAI への加入については、構成員の話し合い（規約）のもとで、NOSAI 加入（例えば水稲共済）については、構成員個々にすると取り決めており、NOSAI として構成員すべてを加入させることを目的に、

共済掛金・賦課金の納入を組織の代表者が一括して行うこと

共済金の一括受領に係る金融機関口座（当該組織の口座で、販売収入の入金を行っているもの）等を記載した申込書を提出すること

を条件とし、地域集団一括（引受）で加入することができるものとしております。なお、この地域集団一括引受については、NOSAI 団体が行う通常の対応ではなく、あくまでも当該集落営農の経理面を含めた組織としての一体性が高く

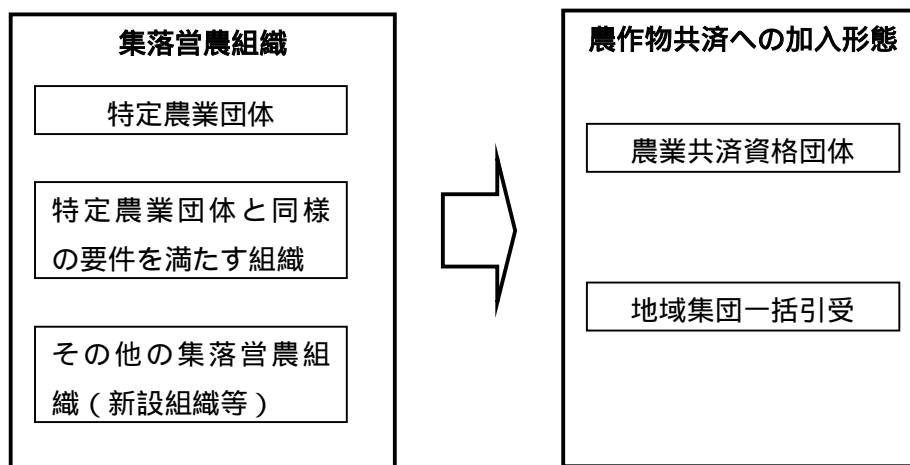
なるまでの暫定的、かつ、次善の対応です。基本的にはこれまで個別に加入していた形態と同じですが、共済掛金の納入や共済金の支払時には、個々に算定されていたものが、必ず組織口座を経由して行われることになります。共済細目書も、従来どおり個々に明細が記載されます。

具体的には、共済細目書や共済掛金等の取りまとめを組織の代表者の方が行い、一括して組合に提出していただくとともに、共済金は組織に一括して支払うため、組織代表者と事務委託契約、共済金・無事戻金一括支払にかかる契約を組合との間で結ぶことになります。加入方式・補償割合は原則、組織内で統一していただくことが望ましいと考えられます。

損害評価についても、共済減収量・生産金額の減少額を個々に算定したうえで、組織に一括して支払われます。

### 集落営農の農作物共済への加入形態

原則、農業共済資格団体ですが次善策として、地域集団一括加入の形態を採ることも可能です。



農業者戸別所得補償制度に係る集落営農における農業共済  
( 水稲・麦・大豆 ) 加入の取扱いについて

平成 23 年 2 月 1 日 岩手県農業共済農業組合連合会農産課

平成 23 年度から新しく農業者戸別所得補償制度が始まり、集落営農の NOSAI ( 農業共済 ) への加入形態が注目されております。集落営農の加入形態には原則、「農業共済資格団体」と「地域集団一括引受」の 2 つがあり、いずれの加入形態を採用するかについては、組織構成員の意思決定によります。

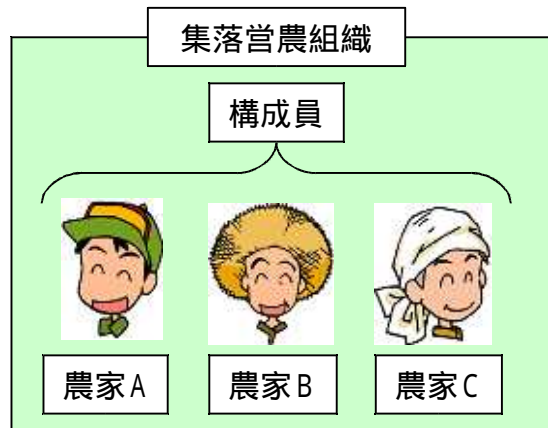
今回の農業者戸別所得補償制度 ( 米の所得補償交付金等 ) の実施にあたり、交付対象面積の算定にあたって「農業共済資格団体」の場合は組織全体の引受面積から一律 10a 控除し、また、「地域集団一括引受」の場合は構成員個々の引受面積から一律 10a 控除し交付面積が算定されることになっております。

そこで、これら 2 つの加入形態の特徴について、以下のとおり整理しましたので、今後、集落営農組織の加入形態を選択される場合の参考としてご確認ください。

農業共済資格団体	地域集団一括引受
<p>1 . 加入形態 集落営農組織として加入契約を締結します。</p> <p>2 . 引 受 筆 共同販売経理の対象筆となります。</p> <p>3 . 住 所 構成員全員が組合管内に住所を有すること。</p> <p>4 . 自 留 地 集落営農組織の共同販売経理の対象筆となっていない筆については、従来どおり個人で加入していただくこととなります。</p> <p>5 . 共済掛金納入 組織代表口座から納入していただきます。組織規約等で事前に共済掛金の負担方法を決めておく必要があります。</p>	<p>1 . 加入形態 構成員個々に加入契約を締結しますが、組織代表者と事務委託契約も締結します。</p> <p>2 . 引 受 筆 共同販売経理の対象筆となります。</p> <p>3 . 住 所 構成員全員が組合管内に住所を有すること。</p> <p>4 . 自 留 地 集落営農組織の共同販売経理の対象筆となっていない筆については、従来どおり個人で加入していただくこととなります。( 構成員個々の加入ですが、自留地筆と区分することとなります。組合員コードを 2 つ保有することとなります。 )</p> <p>5 . 共済掛金納入 構成員個々の共済掛金を組織代表口座から納入していただきます。自留地筆については、構成員の口座から直接納入していただくこととなります。</p>

<p>6 . 共済金支払 組織代表口座にお支払いいたします。組織規約等で事前に決めておく必要があります。</p> <p>7 . 加入方式・補償割合 組織で決めていただきます。組織として統一します。</p> <p>8 . 適用共済掛金率 集落営農組織として、過去 年分の平均被害率を基礎として危険段階に設定されている基準共済掛金率を適用します。</p> <p>9 . 損害評価 加入方式に従って行いますが、組織として加入しているので、組織一本で損害評価高(共済減収量等)を算定します。</p> <p>10 . 無事戻し 一定の要件の下、無事戻し相当額として、集落営農組織に集落営農等推進費を交付します。</p> <p>11 . 組合員資格 農業共済資格団体として新しく集落営農組織に付与されます。</p> <p>12 . 資格審査 組織規約(真正)、構成員住所氏名、組織代表口座通帳の写し、議事録写し等で確認させていただきます。</p>	<p>6 . 共済金支払 組織代表口座を通して、構成員個々にお支払いすることになります。</p> <p>7 . 加入方式・補償割合 原則、組織単位で加入方式・補償割合を統一していただくことが望ましいと考えられますので、構成員もそれに準じていただくことになります。</p> <p>8 . 適用共済掛金率 構成員個人ごとに、過去 年分の平均被害率を基礎として危険段階に設定されている基準共済掛金率を適用します。</p> <p>9 . 損害評価 加入方式に従って行います。構成員個々に損害評価高(共済減収量等)を算定します。</p> <p>10 . 無事戻し 従来どおり計算し交付します。</p> <p>11 . 組合員資格 現行と変更はございません。</p> <p>12 . 資格審査 組織規約(真正)、構成員住所氏名、組織代表口座通帳の写し、議事録写し等で確認させていただきます。</p>
---	---

# 集落営農組織と農業共済の加入単位の整理 その1



農業共済への加入単位は？

基本

共済資格団体として引受け

共済資格団体(集落営農組織)

構成員



(暫定的対応)

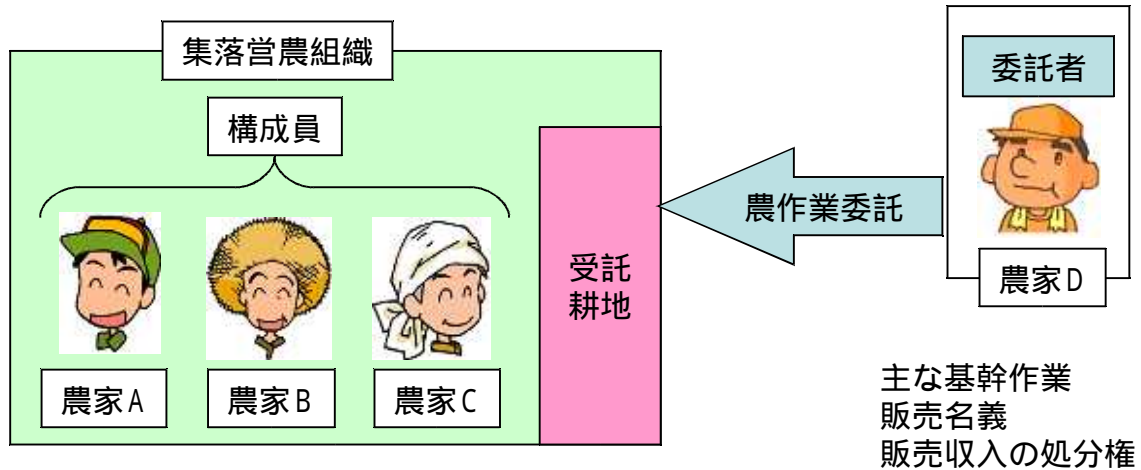
組織の成熟度が高まるまでの間、暫定的に地域集団一括引受で対応

地域集団一括引受



共済関係は個人ごとであるが、構成員全員が加入。共済掛金、共済金の一括支払・受取。

# 集落営農組織と農業共済の加入単位の整理 その2



## 農業共済への加入単位は？

基本

共済資格団体として引受け



上記 ~ を満たす受託耕地は、受託側で共済加入

(案)

(暫定的対応)

〔組織の成熟度が高まるまでの間、暫定的に地域集団一括引受で対応〕

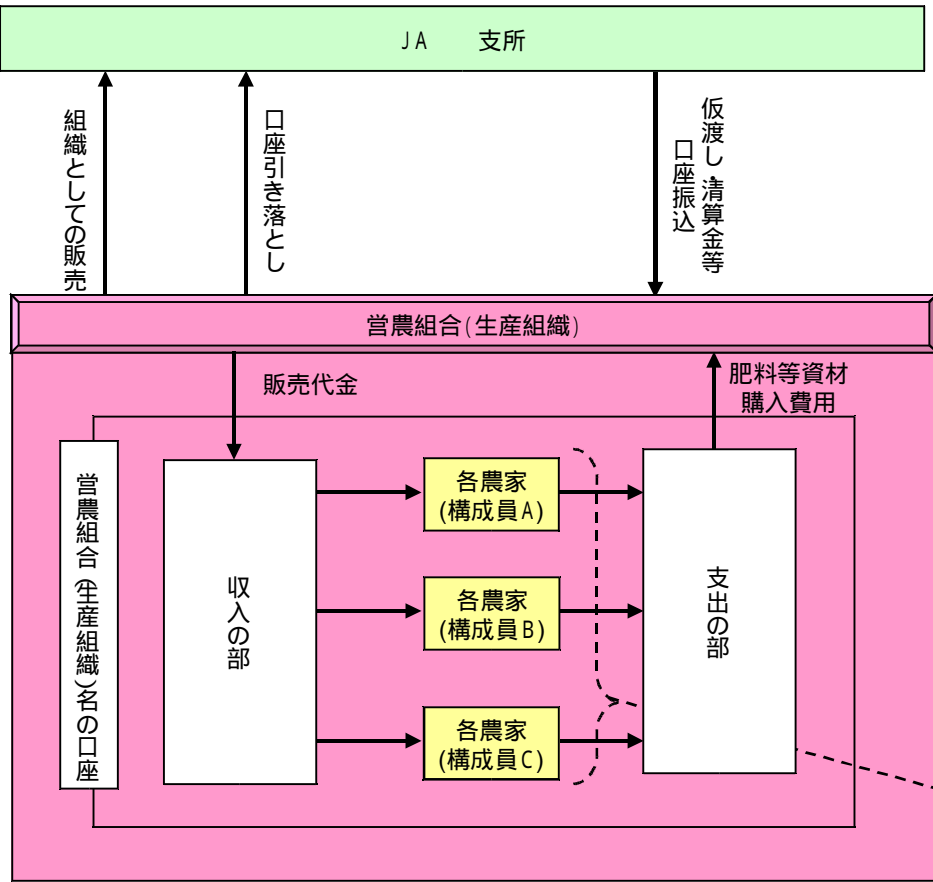
地域集団一括引受



受託耕地は、実態に応じ、特定農業団体の構成員同士の取り決めに  
より、指定された構成員の耕地として  
引受け。  
共済関係はそれぞれごとであるが、  
全ての耕地が漏れなく共済に加入。  
共済掛金、共済金の一括支払・受取。

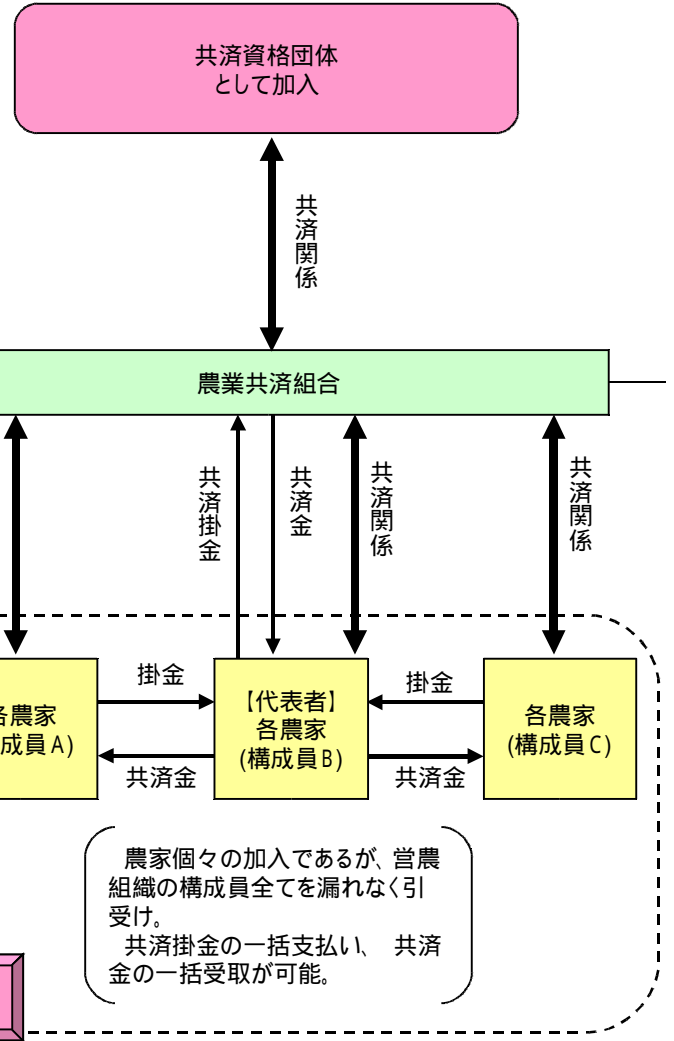
# 集落営農組織の一元経理と農業共済への加入

基本



経営安定対策における一元経理のポイント  
 組織名義の口座開設  
 販売名義を当該組織  
 販売収入を当該組織の口座に入金

農業共済への加入は、組織加入が原則(右)。ただし、組織の成熟度合が高まるまでの間、暫定的対応として地域集団一括引受が可能(右下)。



農家個々の加入であるが、営農組織の構成員全てを漏れなく引受け。共済掛金の一括支払い、共済金の一括受取が可能。

暫定的対応

# 地域集団一括引受(集落営農組織の構成員個々の共済加入)

